

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和6年度第4回都市計画審議会
日時	令和7年2月4日(火) 午後2時～午後3時20分
場所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	会長 三谷哲雄 委員 織田澤利守、本塚智貴、島村健、上田孝治、渡部健一、 岩岡りょうすけ、ひろせ久美子、川上あさえ、西村まさと、 岸本至泰、香川清和、山口浩史 芦屋市 御手洗副市長、河野技監、島津都市政策部長 (事務局) 柴田都市政策課長、中田都市政策課係長、 小栗都市政策課係長、寺嶋都市政策課主任
事務局	都市政策課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - (2) 署名委員の指名
 - (3) 議 題
 - ①説明事項
 - 1) 持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定
- 4 その他
- 5 閉 会

2 提出資料

資料1 持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定

3 審議内容

○事務局(柴田) それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行を努めさせていただきます都市政策課の柴田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております「資料」と、本日お席の方に、「会議次第」、「名簿」、「出席者配席図」を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。

それから、本日の議題の「持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定」について、業務支援をいただいている、株式会社都市・計画・設計研究所さんにご同席いただいております。

それでは、会議次第に従いまして進行をさせていただきます。

「会議次第の2」でございますが、恐れ入りますが、三谷会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き、「会議次第の“3 議事”」につきまして、進行をお願いいたします。

○三谷会長 皆様こんにちは。本日も年度末のお忙しい時期にもかかわらず第4回芦屋市都市計画審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは早速ですが、会議の方を進めさせて

いただきたいと思います。

それでは、「会議次第の“3議事”」に移りたいと思います。

まず、会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというにしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。

本日、傍聴者はおられますか。

○事務局(柴田) 本日、傍聴希望者はございません。

○三谷会長 それでは、議事を進めます。まず、事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局(柴田) 本日の出席状況ですが、委員14名のうち、13名ご出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。それから、事前に本塚委員の方からご都合によりまして15時頃ご退席とお伺いしております。委員の皆様におかれましてはご了承いただきますようよろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、島村委員と川上委員にお願いしたいと思います。お二人の委員様、よろしくお願いいたします。

○三谷会長 次に議事(3)の議題に進ませていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、説明事項1件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、説明事項としまして、「持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(寺嶋) それでは、持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定について説明をさせていただきます。都市政策課の寺嶋と申します。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議題の内容に入る前に、以前の都市計画審議会での説明内容を振り返ります。資料の5ページをご覧ください。序章では、本ビジョンの策定の背景、位置づけ、都市計画マスタープランとの関係性やビジョンの構成を、第1章では人口動向や施設の分布などという本市の都市構造上の現状とその現状を踏まえた課題をまとめております。それら現状や課題を踏まえ、第2章では持続的に発展していくための「都市づくりの方針」を示しております。1、2章を踏まえ、第3章では「目指すべき都市の骨格構造と居住や都市機能に関する設定」を示します。前回の本審議会では、第3章の区域や施設の“考え方”までについてご説明をさせていただきました。本日新たにご説明するのはこれら区域や施設等の設定についてです。前回までの内容は大きな変更などはありませんが、データの整理や表現のあらためなど、少し分かりやすくした形で整えていますので、かいつまんで、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。本市では、これまで芦屋市都市計画マスタープランによる都市づくりを進めてきております。この都市計画マスタープランは、人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢の変化の中で、都市の将来像や都市づくりの方向性を示すものとして、既存の計画、施設の維持や整備を中心とした都市計画に関する基本的な方針となっております。

全国的に人口減少と高齢化社会の到来による今後の都市経営に関する問題が大きな課題となっているように、本市においてもそれは避けられない課題であることから立地適正化計画制度を活用し居住や

都市機能の配置誘導を図り、持続的に発展していくための都市像の実現に向けた“指針”として本ビジョンの策定を行おうとするものでございます。

4ページをご覧ください。本ビジョンと都市計画マスタープランとの関係性を示したものです。来年度に都市計画マスタープランの中間見直しを行う予定としており、その見直しの際に本ビジョンの実現のための具体的な施策等を定め、本ビジョンと一体となり立地適正化計画の内容を含めた計画とする予定としております。

次に、6ページをご覧ください。ここからは都市構造上の現状を示しております。9ページをご覧ください。本市の人口は平成27年をピークに減少傾向へと転じており、続く10ページでは人口の推計結果を示しておりますが、今後ゆるやかに減少することが予測され、高齢者人口は増加、生産年齢人口は減少することが予測されています。11から12ページにかけては町別の人口密度と年齢区分別人口の割合の変化を示したものです。15ページからは交通の現状を示しております。18、19ページには鉄道とバスの利用者の推移を示しております。21ページから27ページにかけて、都市機能の分布を示しており、市街地を中心に市内に広く立地していることを整理しております。29ページには財政の状況として歳入・歳出構造の変化を示しております。32ページから35ページにかけて災害リスクの現状を示しており、土砂災害については山手の一部でリスクの高い箇所があり、風水害については浜手の地域に洪水、高潮、内水の浸水想定が示されております。以上が現状のまとめでございます。

36ページをご覧ください。これら都市構造上の現状から、芦屋らしい住環境と持続可能な都市づくりを実現するために次に示す7つの視点において解決すべき都市構造上の課題をとりまとめております。なお、47ページにこれら課題から目指す方向性を整理しておりますので36ページからの課題と合せてご覧ください。まず1点目の拠点・都市機能について、経済発展等により駅周辺や幹線道路沿いを中心に生活サービス機能などが集積した利便性の高い成熟した住宅都市が築かれてきております。昨今の暮らし方の変化・多様化に応じた誰もが暮らしやすい機能の配置や誘導、適切な維持・更新を目指します。2点目の公共施設について、現在の配置のまま維持することは人口減少が予測されているなかでは過剰な負担になることから利用ニーズに応じた質と持続可能な総量・配置を目指します。3点目の居住環境について、山林部を除く市域全域が居住地となっており、山から海へ南北に長く高低差のある地形構造により地域ごとに異なる特性を有した住宅地が形成されてきております。それぞれの地域特性による良さを好んで住みたいと思われる暮らしやすい住環境を目指します。4点目の自然景観・まちなみの形成について、緑豊かな自然環境を保全し高質な都市づくりを推進してきている中で、社会経済の変化が進み経済面などにより従来の芦屋らしい景観が継承されにくい状況が見られています。これまで築いてきた景観資源を継承しながらも、経済・財政と両立が図られた自然景観やまちなみの保全と発展を目指します。5点目の交通について、本市は立地特性から市内の移動だけでなく日常的に近隣都市への移動が活発に行われています。その日常生活をする上での移動の利便性を高めるため、地域内や都市拠点への移動における効果的な交通網の形成やスムーズな移動手段の切替えなどによる円滑で快適な移動環境づくりを目指します。6点目の財政について、人口減少や少子高齢化により将来的にも歳入の減少と歳出の増加が懸念されている中で公共施設やインフラ施設の持続可能な維持・更新に向けた安定的な財政運営を図ります。7点目の災害リスクについて、本市は山・川・海を持ち土砂災害や水害などすべてのハザードを有しており自然災害が起こる可能性が身近に潜んでいます。そのことから、ハード面とソフト面の両面からの防災・減災対策を推進する災害に強い都市づくりを目指します。以上が芦屋らしい住環境と持続可能な都市づくりを考える上で7つの視点ごとに課題とその課題から目指す方向性を整理したものです。

43ページをご覧ください。「都市づくりの方針」の考え方とその内容について説明いたします。フローにありますように、上位関連計画に示す方向性と都市構造上の課題から目指す方向性の2点と整合を図り定めます。都市構造上の課題は先ほどご説明したものです。続く44ページから46ページに、上位関連計画に示す方向性について都市づくりと関係性の高い箇所を示しております。48ページをご覧ください。以上を踏まえ、都市づくりの方針は「みどり豊かな美しい自然環境と調和した高質で快適

な住環境により住宅都市としての魅力を高める誰もが安心して暮らせる持続可能都市づくり」としております。

次に49ページをご覧ください。この都市づくりの方針の実現に向けた目指すべき都市の骨格構造と居住や都市機能に関する設定について説明をさせていただきます。前回の審議会ではこの部分の考え方までをご説明させていただきました。具体的な設定については初めての説明となります。まず、目指すべき都市の骨格構造の考え方についてですが、前回の審議会でご意見をいただきました部分ですけれども、芦屋らしい、また芦屋の特徴をとらえるよう表現などを盛りこんだかたちで説明をあらためております。図に示した丸の部分である「拠点」と拠点間を結ぶ「交通網」や都市間を結ぶ「交通網」により骨格構造を示すものです。現在の質の高い住環境を備えた成熟した住宅都市としての魅力を継承しながら、将来の都市の骨格となる主要な拠点や交通網など目指す都市づくりの方向性の実現に向けた骨格構造とします。50ページをご覧ください。ここには、骨格構造の中の「拠点」、「交通網」、「居住地」の考え方を示しており、51ページに進んでいただきますと、これらの考え方や概念図をもとにした本市の目指すべき都市の骨格構造を示しております。52ページ、53ページと合わせて説明いたします。

拠点としまして、JR芦屋駅周辺、阪神芦屋駅周辺を中心拠点とし、都市内や都市間の交通機能、広域的に提供される商業機能、また、市民に広く利用される行政機能の集積、経済活動によりにぎわいを創出するとともに、芦屋川沿岸の潤いにより魅力的な都市空間の形成を図ります。次にシーサイドセンター周辺・南芦屋浜センター地区周辺を地域拠点とし、ニュータウンエリアの拠点として商業や医療などの日常生活に必要な施設を計画的に配置し、地域コミュニティを創出する市民生活の拠点として機能の維持・向上を図ります。また、阪急芦屋川駅周辺、阪神打出駅周辺、岩園橋周辺を地域拠点として、地域住民等の日常生活に必要な機能が集積する地域特性に応じた市民生活の拠点として機能の維持・向上を図ります。

次に移動を支える交通網として、近隣都市との人の移動や経済活動を支える幹線道路や鉄道・バス路線を「広域交通網」とし、これら交通網を維持し沿道における住環境の保全を図ります。また、都市内の移動を支える主要な幹線道路やバス路線を「都市内交通網」として、各居住地から中心拠点や地域拠点を結ぶ市内の交通ネットワークの形成を図ります。

次に本市の居住地は、山林部を除く市域全域にわたって広がり、それぞれの特性を生かした住環境が築かれています。その立地ごとに4つの居住ゾーンに分類しました。北部ゾーンは、市街化調整区域に位置し自然環境の中にある緑豊かな住宅地として、その成熟した住環境の保全を図ります。山手ゾーンは、良好で閑静な住環境が魅力の住宅地として、より暮らしやすい移動環境づくりを進め高質な都市空間の維持を図ります。中央ゾーンは、都市機能が高度に集積する利便性の高い住宅地として、利便性を持ちながらも公園や芦屋川沿岸などの緑や空間による潤いや安らぎなどにより心地よい住環境を保全し魅力的な都市空間の維持を図ります。浜手ゾーンは、埋立てにより造成されたニュータウンであり、住宅地、商業地、道路公園などが計画的に整備されたエリアですが、開発からの年数に応じて成熟した豊かで暮らしやすい住環境の維持、増進を図ります。以上が本市の目指すべき都市の骨格構造となります。

54ページと56ページの図を合わせてご覧ください。居住ゾーンにおける区域の設定について説明いたします。先ほど示しました骨格構造の実現に向けて区域を設定することで持続可能な住環境の確保と住宅都市の魅力を高めるものです。まず、山手ゾーン、中央ゾーン、浜手ゾーンの市街化区域全域を都市再生特別措置法に基づく「居住誘導区域」とすることで人口減少のなかにあっても一定の人口密度を維持し生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導、維持します。なお、この区域のうち、※1の法に基づく「居住誘導区域に含めてはならない区域」の災害レッドゾーンですが、この区域は居住誘導区域から除外します。また、※2で「居住誘導区域に含めないこととすべきとされている区域」は、ハード面、ソフト面の両面での災害対策を講じることで居住誘導区域に含めます。北部ゾーンの市街化区域に含まれない奥池町、奥池南町の一部の区域については、豊かな自然環境と調和を図りつつ形成された良好な住宅地を保全・育成するため地区計画が定められています。そのことから、

地区計画が定められた区域については「自然共生区域」として引き続き豊かな自然環境と共生する住宅地として保全を図ります。なお、居住誘導区域と同様に災害レッドゾーンは自然共生区域に含めません。

57ページをご覧ください。骨格構造にある拠点における区域や施設の設定について説明いたします。中心拠点や地域拠点において、法に基づく「都市機能誘導区域」とその区域ごとに立地を誘導する施設である「誘導施設」、その2つを定め、都市機能を誘導、集約し各種サービスを効率的に提供することで居住者の利便性を維持、向上し目指す都市の実現を図るものです。次に都市機能誘導区域の設定、範囲の考え方を示しております。都市機能誘導区域は都市機能が一定程度充実し周辺からのアクセスの利便性が高い区域とします。58ページをご覧ください。誘導施設は、各拠点や居住ゾーンの地域特性などを勘案し、都市機能誘導区域内に立地し今後も区域内に配置されることが望ましい施設とします。また、誘導しない施設の考え方もあわせて示しております。既に市街化区域内に一様に分布しており、日常生活における利便性を高めている施設、下に四角枠で示しておりますが、これらの施設は誘導施設としません。これらの施設は既に市街化区域内に一様に分布し日頃の暮らしの利便性を高めていることから引き続き分散して配置されることが望ましい施設です。そして、居住誘導区域では比較的高い人口密度が保たれ急激な人口減少が見込まれていないことから、それら施設は区域への誘導をせず、分散した配置とすることで生活利便性の維持を図ることとします。59ページと60ページをご覧ください。誘導区域と誘導施設の設定について示しております。あわせて61ページの区域図をご覧ください。中心拠点であるJR芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を1つの都市機能誘導区域とします。ここは市内全域や市外からの交通アクセスの利便性が高く、大規模商業施設や行政施設、日常生活に必要な施設などが一定程度集積していることから更なる充実を図ることとします。この区域では、広域的に利用され、食料品や日用品などの日常生活に必要なサービスや各種専門的サービスを提供する「大規模商業施設」、全市民に利用される総合的な「行政機能を有する施設」を誘導施設とします。次にシーサイドセンター周辺と南芦屋浜センター地区周辺をそれぞれ都市機能誘導区域とします。ここは計画的に商業施設等が整備・配置された街区であり、日常生活に必要な機能が一定程度配置・集積され地域の暮らしの利便性を高めており、引き続きそれら機能の維持・向上を図ることとします。この区域では、地域や市内外から訪れ、利用される日常生活に必要なサービスを主に提供する「大規模商業施設」を誘導施設とします。なお、以上のこれら区域や施設は人口や施設の統廃合など情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことと考えております。

続く64ページと65ページをご覧ください。64ページに第3章のまとめを、65ページに全体のまとめを示しております。本ビジョンは、将来の更なる人口減少局面においても持続可能な都市を構築していくための都市づくりの方向性を示すものです。今回ビジョンで定める居住や都市機能の区域や施設に関して、その具体的な施策や整備方針を次年度に定め、本ビジョンを含む都市計画マスタープランとして改訂を行うこととしています。

最後に、資料の最終ページ、右上に参考資料とありますスケジュール概要の資料をご覧ください。本日の都市計画審議会以降の予定ですが、本ビジョンについて、2月下旬に市議会への説明を行った後、3月上旬よりパブリックコメントの実施を予定しております。その後、次年度となった5月下旬頃に本審議会へ説明させていただく予定と考えております。その際には、都市計画マスタープランの見直しに向け、現行都市計画マスタープランの評価検証や改訂の方向性等を合わせてご説明させていただければと考えております。その後は、少し先にはなりますが、本ビジョンと一体となった都市計画マスタープランについて12月頃にご説明、2月頃に諮問をさせていただく予定と考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○三谷会長 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

○川上委員 今回の都市づくりビジョンの策定なんですけど、国とか県とかベースになる計画は何かあるのでしょうか。

○事務局(柴田) こちらは必ずしも市だけで作らなくてもいいというような考え方はありますけれども、広域で作る場合や、市町村が主になって作るということになりまして、これが何に基づくのかとい

うのが、先ほど申し上げました都市再生特別措置法に基づくものになりますが、位置付けとしては3ページにございます。基本的には各市で総合計画というものを持っていますので、そうしたものに即するということと、芦屋市は阪神間都市計画区域になりますので、兵庫県の阪神間都市計画区域マスタープランに即するというような、基本的な方向性を県が芦屋市の属する部分についての計画を定めています。そうした方向性との整合を図るというものになっております。また、四角囲みで関連計画を書いておまして、都市計画の分野ばかりではなく、多方面にわたって全体的な中で都市経営の継続性を可能にする計画として定めるというところからも、個別的な計画とも整合を図って定めるというものになります。

○川上委員 当然兵庫県と整合を図らないといけないと思うんですけども、兵庫県の計画の進捗状況というのはどんな感じでしょうか。

○事務局(柴田) 前回の都市計画審議会でもご説明したところではあるんですけども、阪神間都市計画区域マスタープランや、再開発方針といったものが兵庫県の中で定められておまして、そうしたものが今定期的な見直しの最中にあるというような状況ではございます。そうした兵庫県の計画というのは兵庫県のみで定めているということではなくて、芦屋市とも協議・調整しながら策定をしておりますので、そうした部分で整合を図って定めていくというものでございます。

○川上委員 同じ時期に調整を図りながら、でき上がるという認識でよろしいですか。

○事務局(柴田) はい。

○川上委員 この計画の根拠法は何でしょうか。

○事務局(柴田) 根拠法ですが、2ページ目に四角囲みで補足説明資料というのを載せておまして、立地適正化計画のところ、都市再生特別措置法第81条第1項に規定されているものになります。

○川上委員 わかりました。もう1点文言の整理をさせていただきたいのですが、1ページの「序章はじめに」というところで、人口減少と高齢化社会とあるのですが、高齢化社会というのはいつの概念だかって話ですよ。1970年に高齢化社会、今厚生労働白書では2007年から超高齢社会と言われていた。ちょっと恥ずかしいなと思って、訂正できるなら訂正していただきたい。

○事務局(柴田) 用語については整えていかなければならないと思っております、一般的に今でも超がつく言い方と、少子高齢化というような言い方ともありますので、どういったものが適切なのかっていうことを調整させていただくようにいたします。ありがとうございます。

○上田委員 20ページのパーソントリップ調査の出典を見ると平成22年のデータがあるんですが、令和3年に第6回の調査をしているようだったので、新しいデータがあるのであればそれはやっぱり変えたほうがいいだろうということでもちょっとご確認いただきたいというのがあります。

○事務局(柴田) 20ページのパーソントリップ調査は確かに第6回が行われておりますが、非常に複雑なデータになっておまして、分析ができるかどうかというところが難しいところもあるかと思っております。今ここに示しているのは、芦屋市でも総合交通戦略を定めておまして、その時に国の方からデータを提供いただいて分析をしたものになりまして、大きな傾向としては変わらないだろうということで、参考までにおつけしたというものになりますので、データの更新が可能かどうかということも含めて検討いたしますけれども、事情としてはそういったことでございます。

○本塚委員 私もこのパーソントリップのところ少し気になったところもあるのですが、全体的に押しなべて70点ぐらい非常にデータを整理されて、それぞれのデータに関してのコメントは適切なのかなという印象は前回コメントさせてもらったんですけど、ただそれぞれの相互間の関係の分析であったりであるとか、都市計画マスタープランの見直しに向けてのところだと思うんですけど、マスタープランでは全国的な潮流であったりとか、その時に目指すべき姿を見据えて、それに対して今回中間見直しに向けてのところ、どういう課題を洗い出してどういうふうに計画作った結果、何がうまくいって何がうまくいってないのかというその変化のところはほぼ読み取れなくて、単体で今出ているデータだけで、こういう課題がありそうで、それぞれこれにはこれですっていう個別解ばかり並べられているので、ただそうではなくて、他の市町に比べると大きな課題は出てないのかもしれないんですけど、もう少し

細かい分析がされているとよりわかりやすいのかなと思います。それぞれに関しては確かにその通りだなとは思いますが、場当たりの対応策で、結局何が対応策なのかが見えづらくなってしまっているのが残念かなと思いました。

○事務局(柴田) 次年度にも都市計画マスタープランの中間的な見直しがあり、都市計画とか他の中長期的な計画をもとに時点修正の確認をしながら方向性に違いがないのか大きな変化はないのかとかチェックをしながら進めていくというものになりますので、このビジョンについてもその中で再度チェックをしていきたいなと思っております。今回の法に基づく立地適正化計画制度に基づいた計画にしていこうといった趣旨としましては、近々で解決しないといけないような課題というよりは、今後に備えてこうした視点を持った計画を備えおくというような意味合いが高いかなと我々としては思っております。都市計画的な視点でもって計画を作って5年ごとにチェックをかけていく中で、行政が取り組んでいくような施策が追記していけるのかなと。システムと言いますかそういうものを今回備えようという意味合いが強いところから少しわかりにくくなっているのかなと思います。資料の4ページにお示しはしているんですけども、今回のところだけではですね、法に基づく立地適正化計画としてはまだ序盤というところでして、今後実現に向けた取り組む方向性、施策というものを定めて、また、都市計画マスタープランの整備方針を定めていますので、そうしたものにこの5年間で変化があるのか、もしくは今回の切り口をもって捉えておくべきことがないのかということも次年度に引き続き検討していこうと思っておりますので、そういった面ではぼやけてしまっているところがあるかもわからないのでご説明するようにいたします。

○三谷会長 今の点については、一部その課題というものはきちんと明記されていて、それが既存の都市計画マスタープランなどからどう引き継がれているかちょっと見えにくいということだと思います。その辺りについてはですね、今回のこのビジョンの資料の中に書き込めるかということ、多分なかなか難しいのではないかなと思いますので、先ほどおっしゃっていたように都市計画マスタープランの改訂の際にその繋がりを改めて確認をし、何が課題であって、それをもってこのビジョンが策定されたという流れを作っていただければいいかなと思いました。

○上田委員 資料を読んだ上での私なりの整理なんですけど、まず大きく中心拠点と地域拠点っていうのがあってその拠点以外がありますよね。3段階あって、中心拠点はJR芦屋駅と阪神芦屋駅周辺、そこは都市機能誘導区域にして誘導施設を持ってくる、これがまず1つ目ですね。2つ目が地域拠点は2つに分けて考えられていて、1つはシーサイドセンターと南芦屋浜センター地区周辺は、都市機能誘導区域で誘導施設を持ってくるということなんだけど地域拠点であるということですね。それから3つ目が阪急芦屋川駅と阪神打出駅周辺とかの辺りは地域拠点だけでも都市機能誘導区域の設定はしないと、だから誘導施設もないということですね。あとは拠点以外のところという大きく4段階ぐらいになっているのかなというふうに思ったんですけどそういう理解で合っているのかというのが1点質問です。もう1つは今の点に関してなんですけど、60ページに誘導施設の設定のことが書いてあって、誘導施設は具体的に中心拠点の方は大規模商業施設と行政施設、ただ、地域拠点の方では大規模商業施設とあるんですけど、この2つの大規模商業施設は違うものをイメージされている、日本語はちょっと違うので、同じ大規模商業施設だけれども、JR芦屋駅とか阪神芦屋駅周辺の大規模商業施設と、シーサイドセンターとか南芦屋浜センター地区周辺の大規模商業施設は違ったものをイメージされているのかというのが質問の2点目です。

○事務局(柴田) 拠点の設定というところで、51ページに示しているものは本市で考えた時のオリジナルといいますか、法に基づく位置付けということではないところがございまして、骨格構造の設定の仕方としては、現在の都市計画マスタープランでも定めているような拠点の考え方を整合・踏襲しているという部分がございまして。それを本市の都市構造を考えた時に、また今後を考えた時も、こうであろうという構造を示しているものになりまして、それを法に落とし込んだ時にどういうふうな位置付けができるのかとしたものが51ページの図になります。本市の市街地の部分というのは割とまとまった地域で、離れたところにもうひとつ塊あるというのではなく全体が1つの塊になっているところか

ら中心的な拠点は1つであろうということで、JR芦屋駅から阪神芦屋駅周辺の市の中央部に位置する部分を設定しているのが中心拠点としておりますし、法に基づいた時にも都市機能誘導区域を設定したという意味合いになります。地域拠点として5つ設けているものは、現在の都市計画マスタープランでも地域核として定めているものになります。ここで法に落とし込んだ時に、シーサイドセンターと南芦屋浜センター地区周辺に都市機能誘導区域を定めているというのは、シーサイドセンターと南芦屋浜センター地区の成り立ちの特異性といえますか、時期は大きく異なりますけれども、シーサイド以南は埋め立てによって作られたニュータウンになりまして、計画人口をもって、計画的に道路や公園、商業的な区画をあらかじめ配置をした上で作っていきますので、今都市機能誘導区域に設定しているところがまさに生活利便施設とかを誘導しようと設定された区域になりまして、このシーサイドセンターと南芦屋浜センター地区に関しては、市街地の部分と異なり人が住む前からあらかじめそこに集約をしようという考え方で作られていますので、当面の間緩やかに人が減っていくとはいえ、まだまだ芦屋市の場合には人口密度も高く推計されていますので集約されているという状況を維持できるようにということで区域設定をしたというものになります。そうした経緯の違いから、施設設定をしたときの説明書きが少し異なっておりまして、中心拠点というのは市域全体から、もしくは、芦屋市へ行ってみようと思われる方が近隣都市とかから来られるという広域性を持った、日常使い、非日常的な施設も含めても大規模商業施設という意味合いが強いということでそのような説明をさせていただいて、あとはニュータウンにある商業施設というのが、地域限定とまでは絞りませんが、主としてその地域の方々の生活を支える施設ということでこのような書き方をしております。ただ、60ページの表にまとめた際には、大規模商業施設の区分としては、店舗面積が3,000平方メートル以上の商業施設ということで、次年度にはなってくるんですけども、これが立地適正化計画になった際には、最終的には届出制度に該当してきますので、客観的に見た時にそれが対象の建物なのかどうかという判定するために一定の基準、現在考えておりますのは建築基準法上該当してくるであろうというようなところで、この3,000平方メートル以上というのは現在の土地利用制度の中では近隣商業地域と商業地域、第2種住居地域に建築可能とされている部分です。そうしたもので区別をしようということなのです。

○上田委員 私が思ったのは、地域拠点って何なのかなというふうに思ったんです。というのは、地域拠点のうちシーサイドセンターとか南芦屋浜センター地区周辺は都市機能誘導区域なので設定する意味合いを感じたんですけど、そうじゃない地域拠点は何か位置付けられているのかなと、他の拠点じゃないところとの違いがあまりよくわからないなという印象で、現状ある程度商業施設とかがあるなという認識はあるんだけど、その中で拠点を設定しましたということの意味合いがよくわからなかったという感想です。

○織田澤委員 最近の下水道の陥没の事故もありまして、そういった観点から、30ページ、31ページに将来の更新需要の整理をいただいているんですけども、それを課題として捉えた上で47ページの財政のところを位置付けられていて、おそらく維持管理自体は都市計画部局じゃなくて建設部局マターということもあるかもしれないけど、このインフラの老朽化・高齢化というのは都市の問題として当然捉えていただいて、財政マターとして位置づけるだけでいいのかというのは少し疑問です。この30、31ページでは足りないよって言っているんですけども、47ページでは安定的な財政運営に資するとすると、これ結局何するつもりかよくわからんというところがありますんで、ハードな意味での都市施設としてその問題を補完する方法を何かしらお考えいただきたいなということと、当然財政の問題としてもしっかり必要な予算を確保していくという両方の項目建てというか位置付けが適切じゃないかなというふうに思いました。

○事務局(柴田) 少しわかりにくくなってしまっていて申し訳ないんですけども、例えば公共施設の部分であれば、違うセクションの方で公共施設の再編やどうあるべきかを次年度に向けて少し改善していくという中で、何がビジョンに盛り込めるだろうかというのは調整中なところがありまして、例えば、来年度に計画を策定する際に何か明示できるものまでたどり着かなかったとしても、5年後ですとか都市全体を見た時に、おっしゃっていただいたような都市インフラや公共施設というのがどういった形をと

っていくのが持続可能な都市経営には必要なのかという、やっぱりこの土俵に乗せていくっていうことが必要だと思いますので、そのためにも、一旦公共施設・インフラも載せていくことで市民の方々にもご理解いただけるようなものになるのではないだろうかというような目的も持っておりますので、初年度として何か目に見える形での方向性ですとか、公共施設自体をどうしていくところまで書き切れるとは言いがたいところもあるんですけども、芦屋市は住宅都市で公共施設が都市に一定程度占める割合としては大きいものがあると思いますので、後々にそちらの部分の載せていくということは考えておりますので、何かしらの方向性だけでもそれが伝わるような書きぶりができないか検討するようにいたします。

○織田澤委員 芦屋市はもともとコンパクトなのでインフラの合理化というのはなかなか書きづらいいとは思いますが、おっしゃられたように公共施設の計画というのが関連計画のところまで上げられています。30ページ31ページにはそういった部分も何も記載がないので、そういったところと連携しますというような文言だけでも入れていただくと違うのかなというふうに思いました。

○山口委員 基本的なおさらいになるかもしれませんが、各先生方がいろいろ今までお聞きになっていることと被るところもあるんですが、今回の資料の4ページと最終ページを見ていて思ったことがあるのですけれども、今回はこの都市計画マスタープランの見直しに際して、都市再生特別措置法の一部改正というのを使いながら、今回の持続可能なみらいの都市づくりビジョンを検討していこうとなったという理解をしているんですが、それはよろしいでしょうか。

○事務局（柴田） はい。その通りでございます。

○山口委員 そうしますと、その持続可能なみらいの都市づくりビジョンはこの年度内に素案ができ上がって、この今日のタイミングというのは、都市計画審議会、ビジョン素案のタイミングですよ。次のタイミングというのは、最終ページの5月下旬にビジョンと書いてあるんですけども、これはビジョンができ上がるんですよ。

○事務局（柴田） 策定の流れの予定としては、現在案としてこの場でご説明をして、また意見をいただいているところですので、この先としましては、市民意見募集などを踏まえまして、今ご提示させていただいている区域設定と施設設定までを固めた上で、次の方策の検討というステップに入ろうと思っております。最終的には全体を取りまとめて、再度中間的な報告も含めてですけども、都市計画審議会へのご報告ですとか、市民意見の募集といったことを予定しております。最終的に全体を取りまとめた際に、また市民意見を募集した際に、振り返って少し手を入れ直す必要があることもあり得るだろうなということは考えておりますけれども、このビジョンと記載していますのは今お示ししている、図で見ていただけるような区域の設定ですとか都市構造の部分の指しているものになります。

○山口委員 そうしますとね、私の理解は、このビジョンの素案が都計審に図られて5月下旬以降にビジョンの成案ができ上がるというふうに思ったので、もしそうなら引き続き聞きたいんですけども、そうすると、そういうふうな思想を次の都市計画マスタープランの中に全部入れ込んでいくということになるとすると、立地適正化計画に対してこういうふうにくよということが大体もうそこででき上がるということでしょうか。

○事務局（柴田） 立地適正化計画には法でも定められている要件がございますけれども、これまでの都市計画マスタープランというものは芦屋独自の色を加えて仕上げた計画にはなりますけれども、やはり都市計画上、都市整備の方向性を示す計画というような立ち位置にありますので、そこに立地適正化計画の都市再生特別措置法の考え方の視点というものを付加した形で、官民間問わずに、都市経営として持続可能性を考えて都市像を作っていきましようというところですので、都市像が2つできるわけではなく一体化したものとして捉えていくべきだろうということで一体化するものです。ですから、今までの都市計画マスタープランが切れるということではなく、今までの都市計画マスタープランも、割ときめ細やかに各地域の特色、自然、景観ですとか、そうした側面のことも書いておりますので、そうしたところも踏まえて整合が図れるように、また、令和3年度に1度現都市マスタープランを全改定して、それから5年というところですので、大きな方向性としてはあまり変わらないのかなと思っております。

ので、5年経った来年度の時点で方向性の違いが出ていないか、新たな整備方針がでていないかといったことをチェックしながら、中間的な時点修正を加えていったものに立地適正化計画制度の内容を付加させていこうというものです。

○山口委員 そうすると都市計画マスタープランっていうのは最上位にいるわけですか。それは間違いないんですか。

○事務局（柴田） 一般的に国の方で言われていますのは、立地適正化計画も都市計画マスタープランの一部もしくは進化版だというような言い方をしておりますので、どちらが上ということはないのかなというふうには思っているところです。少し視点が違うというところで、国の制度としてもそれを1つの都市計画法の中におさめるのではなくて、都市再生特別措置法という形で取り入れていくということを選んでいくためにそういった切り口になるかなと思います。各自自治体でも都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体化するところもあれば一体化しないところもありますので、そのあたりは各自自治体それぞれだと思いますけれども、一体化した方がどういう都市を作っていくんだらうということがよりわかりやすいのかなと思っております。

○山口委員 なるほど。それは各自自治体さんでチョイスできるということですね。

○事務局（柴田） はい。

○事務局（島津） 現在、別のセクションで策定中の住生活基本計画を例にお話しすると、従来、国が色々な法律を制定する中で、様々な計画を作ってきましたが、本市の最近の傾向としては、個別に計画を作るのではなく、関連しているものは統合して管理する流れにあり、住生活基本計画も住宅マスタープラン、マンション管理適正化推進計画、空家等対策計画と市営住宅等ストック総合活用計画の4つの計画を統合し、策定しようとしております。都市計画マスタープランと立地適正化計画もどちらが上位とかいうのではなく、現状の立地適正化計画案をあえて都市づくりビジョンと呼ばせていただいて、来年度の統合を見据えております。柴田課長が申し上げておりますように、正式な立地適正化計画になるにはもう少し満たすべき事項がありますので、来年度にそのあたりを揃えて、法的効力が出る立地適正化計画とします。その際には、バラバラの計画ではなく、都市計画マスタープランと統合し、どういう呼称とするかは未定ですが、都市計画マスタープランの位置付けもあるし、立地適正化計画の位置付けもあるという完成形を目指しております。

○山口委員 わかりました。

○香川委員 芦屋市民として、この今回のビジョンを見せていただいて思うんですけども、やっぱり芦屋らしさっていうものが根底にある中での都市計画のビジョンみたいなものっていうのがあると思うんですね。その中で、例えば47ページに載っている7つの項目、都市の骨格構造の将来ビジョンを組み立てていくということは大事なんだけど、この中で、例えばやっぱり自然、景観、芦屋市といえば他の都市と違ってやっぱり芦屋市らしさ、前回の南芦屋浜地区の緑のモールのような道路沿いにグリーンを並べるとか、そういった他の都市にないような芦屋らしい都市計画ビジョンみたいな項目をもうちょっとアピールしたいなど。当然この中に含まれていると思うんですけど。65ページにも「みどり豊かな美しい自然環境と調和」とうたっているんで、それを感じるような、公共施設とかインフラの整備とか、そういったものも含めて他の町にない緑豊かな町なんだなと思えるようなものをこれから盛り込んでいただけたら大変ありがたいと思います。

○事務局（島津） 「みどり豊かな美しい住宅都市」に係る内容は、現在、景観・まちづくりの所管で、取り組んでいるところです。本計画は芦屋市の都市づくりのベースとなるものなので、ソフト的な住宅政策の部分については、先ほど申し上げた住生活基本計画に記載し、今おっしゃられた部分は景観計画や芦屋市住みよいまちづくり条例などに、詳細を規定するものですが、その内容を本計画にどれだけ表現していくのかについては、今後進める中で、検討させていただきます。

○島村委員 3点あるんですけど、2点関連するので先に申し上げたいんですが、1つは56ページの居住誘導区域ですけども、これは前の54ページの下の方のご説明と合わせて読むと、土砂災害特別警戒区域とか32ページから35ページにあがっているような災害対策でも支障がある地域はこの居住

誘導区域の黄色で塗っているところから除外するっていう理解でよろしいですかという点です。それで、浸水区域も32ページ以降に示されているので、例えば33ページの洪水浸水想定区域で0.3メートル未満だと結構広くて、黄色と青色を全部除外するのか、どれぐらいのことを除外区域として考えておられるのかということです。この黄色の居住誘導区域については防災マップを与えた形で最終的には除外されるのかなというふうに考えていて、その理解を教えてくださいという点です。もう1点は、62ページで今度は都市機能誘導区域ですけれども、こちら側の都市機能誘導区域については、防災マップとの連動というか、その災害リスクがある区域を除外という考え方は入っているのかどうか、居住誘導区域の方は入っているんですけれども、こちらの都市機能誘導区域についてはそういう記述がないのでそこは考えないのかどうかという点です。とりあえず、もう1点あるのですがまず以上の点を伺えればと思います。

○事務局（柴田） 56ページの居住誘導区域で赤い一点鎖線が区域区分の線なんですけれども、それより南側の市街化区域を全般黄色に塗ってはい入るんですけれども、54ページの下※1で書いているところで、法的にも居住誘導区域に含めてはいけない区域は、本市では非常に市街化区域内ではごくわずかとなっていて、資料の32ページで赤い点がわずかに山手のほうにありまして、この56ページの黄色いところでも実は白抜きで抜けておりまして、そのレッドゾーンだけは含めてはならないということで含めていない状態です。その他の33ページ以降の浸水区域というのは、ガイドラインでは居住誘導区域に含めないことも考えてくださいねということは示されていますけれども、やはり広く市街地が広がっているということもありますので居住誘導区域には含めまして、次年度に防災指針というものも定めていくところで、こうした居住者ですとか誘導を図る区域の機能確保ですとか安全確保についての指針をあわせて定めていくという形で考えております。都市機能誘導区域の部分は居住誘導区域の一部を都市機能誘導区域にしているっていうところもありますので、そこに防災的な部分っていうのは防災指針の中で合わせて都市機能としての確保っていうところも指針を示していくというものになります。

○島村委員 3点目は立地適正化計画って他の自治体でいくと、資料の2ページもあるようにコンパクトプラスネットワークでやっぱり人口減少、人口流出とかがあって、この2ページの部分では円が小さくなっているわけですね。今回、八潮市で下水道の事故もありましたけれども、そういう都市機能を維持するためのインフラへの投資の仕方も万遍なくできなくなるだろうということも背景にあってコンパクトでしっかり守るっていう発想なんですけれども、そういう視点で書いておられることは理解できておりまして、37ページの公共施設のところではそういう記述は一度出ていて、人口減少が予測されているから公共施設をそのまま維持していくことで負担する費用が過剰になるという課題を抱えているんですけど、居住誘導区域の設定では、4つのどの地域も素晴らしいので全て守りますっていうふうに読めるわけですね。だから、他の自治体と状況が全く違うので、こういうふうになるんだと思うんですけれども、ただ客観的な予測として人口動態について、例えば30年後には生産人口が3分の2になると。人口でも20%減ると。40年経つと生産人口3分の2になる。高齢化率も特に北部と南の浜の方が12ページで説明されているように高齢化率が5割になるっていうことがあるので、この現在のビジョンは5年10年ぐらいはいけそうだと思うんですけれども、生産人口が5分の4になって3分の2になってという状況で、人口全体でも40年かけて2割減るという中で、茹でガエルみたいに徐々に温度が上がっていくと死ぬまで気がつかないということがよく環境の分野で言われるんですけど、そういう5年10年ぐらいはいけるけれども20年後のビジョンとしては大丈夫かと思います。立地適正化計画の本来のねらいとか本丸を避けているような感じがするんですね。ただ、芦屋は市が小さいということで他の自治体と同じように考える必要はもたないんですけれども、このショッキングな将来人口推計、高齢化率の急速な進展っていうのからするとタイムスパンとしては少し短いものになっているんじゃないかなという感想を受けました。

○岩岡委員 49ページに概念図を書いていただいています。わかりやすいように地域拠点が3箇所と中心拠点が1箇所を書いていただいていると思うんですけども、この交通網があることである程度芦屋

市のどこのことを意識しているんだろうなっていうのがわかるんですね。51ページの骨格構造と見比べてみるとどこが省かれているっていうのもわかってしまうぐらい具体的になっているのかなと思います。なので、行政が出す計画として優先順位がつかってしまっただけではいけない、変な捉え方をされてもいけないのではないかなと思うのでこのあたり何か検討していただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局（柴田） 49ページの概念図は芦屋の特性を表して、ただ、芦屋そのものを表していないというレベルで一旦考えていただきたい基本的な考え方を示していますので、優先順位ということではなく、あるものないものぐらいの違いで示してあるというものになりまして、丸の数ですとか線の数というのが一致していないのは、相当するだろうと想像するものの優先順位が高いということではなくて、そうしたリアルさを求めてしまうと芦屋をよく知っている市民の方が見ると、基本の考え方がしにくいかないところがあったので模式的なものにしています。前回もより国のガイドラインに寄せた模式的なものに示していたんですけども、ちょっとそれでは余りにも芦屋市を表してないんじゃないかということで、前回から今の形に改めているところではあります。優先順位に見えるということは避けなければならないことだと思いますので検討したいと思います。

○織田澤委員 48ページの都市づくりの方針の下に、都市計画マスタープランの方向性というリーフレットみたいな感じのまとまったものがあるんですけど、この内容はこれまでの議論にないような感じがあるんですけど、これはどういう位置付けでお示しされているのでしょうか。

○事務局（柴田） 48ページの四角囲みで都市計画マスタープランの方向性と書いていますが、現在の都市計画マスタープランのページそのままの抜粋でございまして、ページの画像的な意味合いになっております。ですので、すでに決定されている計画からの抜粋でございまして、都市づくりの方向性として整合していることを示すために一緒に載せているものになります。

○織田澤委員 先ほどご質問があったことと関連するんですけども、これと本計画の位置付けというか、これに変わるようなものが今後提案されるということなんでしょうか。

○事務局（柴田） 現在の都市計画マスタープランに立地適正化計画制度に基づいた計画を盛り込んで一体化したものを作りますので、こうした都市計画マスタープランで理念という形で載せている部分に一体化した形で見せていく必要があるだろうというふうに考えております。目指すところとしては、委員の方からおっしゃっていただいたように芦屋市らしさというものを示すページになると思いますので、ここの書きぶりについては十分に検討していく必要があると思っています。ですので、ここに関しては1つの計画になるようなイメージで今考えております。

○三谷会長 その他いかがでしょうか。無いようであれば以上で終わりたいと思います。非常にたくさんのご意見をいただきました。ありがとうございます。皆さんのご意見をお伺いしながら見えてきたまとめたこととお話すると、まず1つ言えるのは今回お出しいただいたこの素案については方向性としてはこれで問題ないというのが皆さんのお考えではないかと思っております。ただ、さらに先のことを考えた時に、例えば都市計画マスタープランの策定において考えなければならない事柄のご指摘だとか、そしてさらに10年後20年後みたいな長期的な視点に立ったご指摘だとか、そういった話については今後都市計画マスタープランの検討の中でそれをこなしていくことになる。またご意見の中にはこのビジョンの中にはなかなか書き切れないけれども、都市計画マスタープランの方で検討しはつきり書き込めることができるものは書きこんでいってはどうかというご意見もあったかと思っております。というところから判断をいたしますと、今日出されたご意見では内容を大幅に変更するようなご指摘はなかったのではないかと思います。ただ、表現方法の修正などが一部必要になってくる箇所が何箇所か出てきたのではないかと思います。ただ、いずれも大幅な修正を求めるものではなくて、軽微な修正ではないかと私は判断をいたしました。そういったところから1つ提案をさせていただきたいと思っております。本日いただいたご指摘の中で、軽微な部分、直せる部分、今回のビジョンで直しておかなければいけない部分については修正をする。その修正の内容については会長一任にいただき、その後私の方で確認して問題がなければ、先ほどの最後のページにありましたようなスケジュールに沿って次の手続きを進めていた

できればいいのかなというふうに考えております。これを別途お諮りしておきたいなと思っておりますけども、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そうしましたら、そういった内容の確認等は私に一任いただき、私が確認した後に次の手続きに進んでいただくという形にしたいと思っております。ありがとうございました。

○三谷会長 そうしますと、本日の議事につきましては以上となります。本日も熱心にご議論いただきましてありがとうございました。次に「会議次第の“4 その他”」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局(柴田) 事務局より1点ございます。次回の審議会の開催ですが、スケジュール概要にもお示ししておりましたとおり5月以降に開催を予定しております。議題としましては、本日説明させていただきました持続可能なみらいの都市づくりビジョンの修正部分やパブコメの結果報告を予定しております。委員の皆様には恐れ入りますが、改めて日程調整のご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三谷会長 それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。